

参考資料 1

中央区支え合いのまち推進協議会幹事会要領

(目的)

第1条 この要領は、中央区支え合いのまち推進計画（以下「支え合いのまち推進計画」という。）を、地域住民が、自主性と主体性を持ち積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため設置する中央区支え合いのまち推進協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、支え合いのまち推進計画の運営上の課題やその解決策、また計画の見直しをはじめ、今後の取組み方策について意見交換すると共に、次に掲げる事項を所掌し、支え合いのまち推進協議会委員長及び推進協議会へ報告する。これにより推進協議会の円滑な進捗に寄与する。

- (1) 他市、他区及び住民からの照会等に速やかに対応する事項
- (2) 支え合いのまち推進協議会の議題及び資料の事前検討する事項
- (3) 地域の実情把握及び訪問調査等委員が携わる業務の実施方法に関する事項
- (4) 例外的な事案等の取扱いに関する協議事項

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 支え合いのまち推進協議会委員
- (2) その他中央保健福祉センター所長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、支え合いのまち推進協議会委員の在任期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(幹事会委員の構成)

第5条 幹事会には、6名の委員を置き、支え合いのまち推進協議会委員の互選により選出する。

(会議)

第6条 幹事会は、事務局が招集する。

- 2 幹事会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 3 幹事会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 幹事会開催に係る庶務は、中央保健福祉センター高齢障害支援課で行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、中央保健福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月12日から施行する。